

木 財 第 8 0 4 号
令和 6 年 1 0 月 2 1 日

各部等の長 様

財務部長 篠田 貞明
(公印省略)

令和 7 年度予算編成方針について（通知）

このことについて、木更津市財務規則第 1 0 条の規定により通知します。

令和 7 年度予算編成方針

1 本市の財政状況と今後の見通しについて

令和 5 年度決算の状況は、歳入では、人口の増加や新規設備投資に伴う固定資産税の増及び徴収率の向上により、市税収入は前年度を上回る約 8 億 7 千万円の増額、経常一般財源は前年度比約 6 億 7 千万円の増額となった。

一方、歳出においては、人件費の上昇や長期化する物価高による物件費及び扶助費の増加の影響もあり、経常的経費に要する一般財源は、9 億 5 千万円増加となり、経常一般財源の増加幅を上回ったことで、財政構造の弾力性を示す指標となる経常収支比率は、前年度比 1.1 ポイント悪化し 92.8%であり、依然として財政の硬直化が常態化している。令和 6 年度以降も経常収支比率は高止まりの状態が続く見込みであり、決して楽観できる財政状況にない。

今後の財政見通しについては、歳入の根幹となる市税収入は、これまで講じてきた施策による人口増加や企業立地の進展などにより、今後しばらく増加傾向が続くものの、大幅な増加は見込めない状況である。

また、歳出においては、少子高齢化の進行による社会保障関係経費や人件費など義務的経費の増加、学校施設の長寿命化対策に加え、令和 8 年度以降は公共施設の整備が集中することによる投資的経費の増加により、歳入増を上回る歳出の増大が見込まれている。物価高や労務単価の上昇の影響は長期化しているため、財政需要の先行きを見据え経常的経費の削減などの歳出抑制の取組をより一層推進するなど、計画的な財政運営及び財源確保の強化に取り組み、将来を見据えた健全で持続可能な財政運営を行っていく必要がある。

2 予算編成の基本的な考え方

令和 7 年度の予算編成にあたっては、市政運営の基本的な考え方で示された重点施策に対して、限られた財源を優先的に配分するとともに、経常的経費の削減など歳出抑制の取組を重視し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、以下の視点に留意し、予算編成を行う。

(1) 総括的事項

ア 持続可能な財政運営に取り組むため、歳入に見合った歳出を念頭に財政規律を守りつつ、限られた財源を最大限に有効活用することで、質の高い市民サービスを効率的かつ効果的に提供する。

イ 予算編成にあたっては、次に示す要求方法に基づき進める。

(ア) 第3次基本計画推進のための重点事業として予定する事業経費は、あらかじめ通知された一般財源所要額の範囲内において事業費を改めて精査し、要求額の抑制に努めること。なお、不採択事業については、予算要求を認めない。

(イ) 義務的事業を除く経常事業に係る経費は、令和6年度当初予算一般財源所要額を基礎とした要求限度額を設定するので、その額を超過する場合には事業の見直しによる削減や各部等内において調整を行い、限度額以内で要求すること。物価高騰の影響を見込む中でも、安易に物価上昇分を増額要求するのではなく、事業内容の見直しと効率化を徹底し、必要最低限の要求をすること。

(ウ) (ア)、(イ)以外の事業経費については、事業内容や実施方法等を精査した上で所要額を要求すること。

(エ) 令和5年度の決算状況や令和6年度の執行状況を踏まえ、要求すること。

特に、前年度に執行残が生じた事業や流用元となった事業においては、真に必要な事業費を精査した上で、要求すること。

ウ 決算審査特別委員会をはじめとする市議会や、監査委員からの指摘、意見を考慮した上で、適切に予算編成に反映するよう努めること。

エ DX推進計画を踏まえ、中長期的に市民サービスの向上や人件費の削減等につながる幅広い視点から、費用対効果が高いと見込まれる場合は、各種手続きの電子化などデジタル技術の活用を検討すること。

オ 年度中途の補正は、制度の改正、災害関係費等緊急止むを得ないもの以外は原則として行わない。

(2) 歳入に関する事項

ア 歳入の見積りにあたっては、経済情勢、国・県等の予算編成及び地方財政対策の動向を注視し、最新の情報を常に把握すること。

イ 市税については、制度改正、経済情勢の推移等を見極めながら、税負担の公平を期するため課税客体の的確な捕捉を行うとともに、現年課税分の早期対応による徴収強化や滞納整理の促進により、徴収率の向上に取り組むこととし、滞納繰越分については、原因を分析した上で、実効的な徴収対策を講じ、その解消に努めること。

ウ 公債権の徴収対策を更に進めるとともに、私債権に係る滞納についてもその原因を分析した上で、裁判所による支払督促等を積極的に活用するなど、効果的な徴収対策

を講じ、その解消に努めること。

エ 使用料及び手数料については、見直しに関する基本方針に基づき実施した令和6年度の見直し結果を踏まえ、受益者負担の適正化に配慮すること。

オ 国・県支出金については、国・県の動向を十分に把握し、対象経費を精査した上で積極的に特定財源の確保に努めること。

カ 財産収入については、市有財産の更なる有効活用を検討するとともに、未利用市有地等の処分に努めること。

キ 市債については、適債性や地方交付税基準財政需要額への算入率等に十分留意すること。また、世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、後年度の負担に配慮するとともに、財政健全化判断比率等の財政指標や基礎的財政収支（プライマリーバランス）に留意すること。

ク 基金については、基金創設の趣旨に則った事業を検討し、積極的な活用を図ること。

ケ 「企業版ふるさと納税」や「ふるさと応援寄附金」による民間資金の獲得に積極的に取り組むとともに、他市町村等で効果を挙げている歳入確保策を参考にするなど、新たな発想による財源確保を図ること。なお、「企業版ふるさと納税」をはじめ、新たな民間資金を獲得したうえで実施する事業については、予算配分に配慮するので積極的に取り組むこと。

(3) 歳出に関する事項

ア 経常収支比率の改善をめざし、歳出全般にわたり、公民の適切な役割分担を踏まえ、緊急性や費用対効果を十分に検証すること。

新規事業及び拡大事業については、新たな市の財政負担につながるものであることから、費用対効果や後年度負担を十分に検討し、既存事業の縮小・廃止など、事業の見直し（スクラップ・アンド・ビルド）を徹底した上で、経費を計上すること。

イ 各事業の目的・効果・必要性を明確にし、歳出予算説明資料である事業調書の記載内容をわかりやすく、最新の状態に見直すこと。

ウ 継続費については、事業計画に基づき、事業費総額や年度割などについて十分精査し計上すること。

エ 債務負担行為に基づく支出予定額は、適正な財政運営を図る見地から、十分精査し計上すること。

オ 国・県の補助事業等のうち、国・県支出金等が廃止または縮小された事業について

は、市単独事業等への振替は認めないので、事業を見直し、廃止・縮小を行うこと。

カ 補助金・負担金等については、「補助金・負担金等の見直しに係る報告書」における補助金等交付基準に基づき、補助の必要性や効果などを再検証し、廃止・統合を含めた見直しを図ること。

キ P F I手法をはじめ官民連携（P P P）による事業実施や連携事業提案制度、包括連携協定など民間活力の活用を検討し、事業の効率化や経費の削減を図ること。

ク 決算時において多額の不用額が生じないように、事業費の見積りに際しては、十分精査し計上すること。なお、正当な理由なく不用額の生じた事業については、翌年度以降の予算査定で減額するものとする。

ケ 予算の繰越については、真にやむを得ない場合に限り計上する予算原則の例外であるため、安易な繰越を行わないよう、事業量を十分精査し、予算を計上すること。

コ 業務委託については、安易に要求するのではなく、専門知識や高度な技能が必要とされるものや職員による実施が困難である場合に限り、事業の効率化や経費縮減の視点で実施手法の比較検討を十分行ったうえで、予算を計上すること。

（4）特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じて予算編成を行うものであるが、特に、これまで以上に使用料、保険料、保険税等の市民負担の適正化を図るとともに、実効的な徴収対策を講じ、財源確保に最大限努めること。

なお、独立採算を原則とすることや収支の健全化を常に念頭に置き、一般会計からの安易な基準外繰入れを行うことがないように、より一層の経費の見直しや事務事業の合理化・効率化を行うこと。